

喜多方市敬老会等開催支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり地域社会に貢献された高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活ができる地域づくりのため、地域住民とのふれあい・高齢者同士の交流が持てるような敬老会等の開催に必要な経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年1月4日規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

(交付対象団体等)

第2条 交付対象となる団体は、次に掲げる団体等とする。

- (1) 市内行政区
- (2) 住所を異動して入所する老人福祉施設等（以下「老人福祉施設等」という。）
- (3) その他、市長が特に認める団体

(交付対象事業)

第3条 交付対象となる事業は、第1条の趣旨に則すると認められる事業であって、市内に住所を有する高齢者を招待し開催する敬老会等の事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、報償費、使用料及び賃借料、保険料及び手数料、印刷製本費、食糧費、郵送料、委託料、敬老祝品購入費、消耗品費、その他市長が必要と認めるものとする。

(交付金の額等)

第5条 交付金の額は、対象経費のうち市長が認める額とし、事業実施年度の8月1日現在で行政区に住所を有する77歳（当該年度において77歳に達する者を含む。）以上の者の人数に、次の金額を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。

(1) 敬老会等を開催する場合は、1人当たり1,700円

(2) 敬老会等は開催せずに記念品配布のみを行う場合は、1人当たり1,200円

2 交付金の額の交付は、事業実施年度内で1回とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、規則第4条第1項の規定により、交付金の交付を申請しようとするときは、喜多方市敬老会等開催支援事業交付金申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付を決定するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、交付金の交付を受けようとするときは、喜多方市敬老会等開催支援事業交付金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 当該事業が完了したときは、規則13条の規定により、事業完了後14日以内又は交付金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施を証する資料

(2) その他、市長が必要と認めるもの

(交付金等の返還)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容が次に掲げる事項に該当するときは、返還を命じなければならない。

(1) 交付金から事業費を差し引いた額が20パーセントを超えるとき

(2) 交付金を他の用途に使用した場合

(3) 実績報告書の内容に虚偽があった場合

(終期)

第11条 この要綱の終期は令和8年度とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。